

2014年(平成26年)2月13日

藤沢市教育委員会  
委員長 阪井 祐基子 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係る個人情報  
を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う  
本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成26年)2月6日付けで諮問(第613号)された学  
齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係る個人情報を目的外に  
利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並び  
にコンピュータ処理について次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。  
以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に  
利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う  
本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当で  
ると認められる。
- (4) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、  
従うものとする。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人  
情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う  
本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性  
は次のとおりである。

##### (1) 諮問に至った経過

市立中学校や特別支援学校における、成績情報や健康情報は、生徒  
の将来に係わる大変重大な個人情報であり、厳重な管理や正確な取り  
扱いが求められる。

本市においては、生徒の成績処理や出欠席の管理処理、また、健康  
管理などの校務について、手作業や表計算ソフトの利用など、学校ご

とに異なる方法で行っているため、教職員にとっては、通知表の作成や確認作業などの校務に多くの時間を要しており、各校の校長からは、計算ミスや転記ミスの要因になりかねない、あるいは、生徒と向き合い、生徒を指導する時間が不足してしまう、などの課題が寄せられている。

現実に、県内の他自治体の中学校においては、教職員の不注意や確認不足による通知表の誤記入や記入漏れなどの間違いが発生し、新聞でも報道されているところである。

このため、中学校長会からも、こうしたミスを防ぐため、全校共通の校務支援システムの導入を強く要望されており、教育委員会の急務の課題として検討してきた。

その結果、教育委員会としては、個人情報の重要性を認識し、条例第11条に規定される、適正な管理を踏まえた上で、個人情報に係るミスなどのリスクを防ぐための方策として、全ての学校で、全ての教職員が同じやり方で成績処理や通知表の作成ができる、共通の校務支援システムを導入することとした。

このことにより、現状の課題を解決することはもちろん、生徒の個人情報を、より厳重に取り扱うことで、生徒の権利や利益を守ることにつながると考えている。

## (2) システムの概要及び諮問理由

システムについては、プロポーザルで選定した株式会社文溪堂の「Te-Comp@s s」を導入する。

このシステムは、生徒名簿情報をベースに、成績情報、出欠席情報、健康情報を管理し、通知表の作成や、調査書等の作成が可能となっており、正確で効率的な校務の執行が期待できる。

システムの稼動には、最初に生徒及び保護者の個人情報のうち氏名、学校名、住所等の基本情報を新たに入力する必要があるが、平成25年4月1日現在、本市立中学校19校及び特別支援学校には合わせて10,535名(市立中学校1校あたり平均550名、特別支援学校105名)の生徒が在籍しており、全ての生徒と保護者の当該基本情報を手作業で入力することは、限られた人員と時間の中では非効率で、ミスを引き起こす可能性もある。

このため、生徒及び保護者の当該基本情報のシステムへの入力は、学務保健課が所管する学齢簿システム内の個人情報を利用させることによって行う。

なおシステムで扱う個人情報のうちの一部は条例で規定された一般的制限に該当するものである。

以上のことから、本事務の執行に際し、条例第12条に規定された目的外利用の制限に関する事、及び条例第18条に規定されたコンピュータ処理に関する事について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (3) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 目的外利用させる課

学校教育企画課

イ 目的外利用させる個人情報

(ア) 生徒情報

学校番号，学年，学齢簿番号，生徒氏名，フリガナ，性別，生年月日，郵便番号，住所，通称，入学年月日，入学区分

(イ) 保護者情報

保護者氏名，保護者カナ，保護者続柄，保護者郵便番号，保護者住所

ウ 目的外利用させることの必要性

校務支援システムで必要とする個人情報は，生徒の情報に加えて保護者の情報も対象とすることから，本人から個別に収集するとしたならば，非常に多くの時間，労力，経費を要する。

さらに，本事務はコンピュータ処理にて行うため，すでに個人情報を電子データで保有している，学務保健課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから，迅速かつ正確に本事務を進めるためには，学務保健課の個人情報を目的外に利用させる必要があると考える。

(4) 引き渡しの方法について

電子媒体 暗号化機能を有するUSBメモリ

(5) 引き渡しの時期について

第1回 2014年（平成26年）3月1日以降  
以降，毎年3月及び転入・転出等発生時

(6) 目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させる個人情報は，あくまでも本事務のために用いるもので，本人の不利益にならないことや，生徒の情報に加えて保護者の情報も対象とすることから，通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性，正確性が著しく損なわれることから，事前の本人通知は省略するものである。

(7) コンピュータ処理の必要性と安全対策について

本事務のために利用させる個人情報は，学齢簿（約3万4千件）から抽出するが，抽出件数及び情報量が非常に多いので，コンピュータ処理が必要になる。

この処理については，学務保健課に設置された学齢簿システムの端末により学務保健課の限定された職員が抽出し，学校教育企画課所有の登録・管理された暗号化機能を有するUSBメモリに出力の上，学校教育企画課職員に引き渡す。

また，コンピュータ処理後に引き渡したUSBメモリについては，次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

ア 本事務を行う必要最低限の職員のみが利用すること。

イ 本事務の目的以外には利用しないこと。

ウ 管理責任者を定め，紛失等の事故が生じないように管理すること。

エ USBメモリの個人情報については校務支援システムに取り込みの後，速やかに消去すること。

(8) 実施時期

第1回 2014年(平成26年)3月1日以降

その後：毎年3月及び転入・転出等発生時

(9) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

校務支援システムで必要とする個人情報は，生徒の情報に加えて保護者の情報も対象とすることから，本人から個別に収集するとしたならば，非常に多くの時間，労力，経費を要する。

さらに，本事務はコンピュータ処理にて行うため，すでに個人情報を電子データで保有している，学務保健課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから，迅速かつ正確に本事務を進めるためには，学務保健課の個人情報を目的外に利用させる必要があると考える。

以上のことから判断すると，個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させる個人情報は，あくまでも本事務のために用いるもので，本人の不利益にならないことや，生徒の情報に加えて保護者の情報も対象とすることから，通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性，正確性が著しく損なわれることから，事前の本人通知は省略するものである。

以上のことから判断すると，本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

本事務のために利用させる個人情報は，学齢簿(約3万4千件)から抽出するが，抽出件数及び情報量が非常に多いので，コンピュータ処理が必要になる。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では，次のような安全対策を講じている。

学務保健課に設置された学齢簿システムの端末により学務保健課の限定された職員が抽出し，学校教育企画課所有の登録・管理された暗号化機能を有するUSBメモリに出力の上，学校教育企画課職員に引き渡す。

また，コンピュータ処理後に引き渡したUSBメモリについては，次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

- (ア) 本事務を行う必要最低限の職員のみが利用すること。
- (イ) 本事務の目的以外には利用しないこと。
- (ウ) 管理責任者を定め，紛失等の事故が生じないように管理すること。
- (エ) USBメモリの個人情報については校務支援システムに取り込みの後，速やかに消去すること。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

#### (4) 条件

教育委員会は，いかなる理由があっても保守サポート以外の目的でデータにアクセスできないという，法的拘束力のある規則等を定めて運用することを条件とする。

以 上